

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」について、

- 特段の反対はない。
- 政令案の拳銃の表記が「拳銃」と常用漢字に従った表記になっているが、銃刀法や現在の施行令等の表記は「けん銃」と表記されており、法律等の改正も行うべきではないか。

といった御意見がございました。

現行の銃砲刀剣類所持等取締法及びその下位法令においては、「拳銃」と「けん銃」の表記が混在していますが、これらの指し示すものは同一内容であり、法令の運用等に問題はありません。法令における漢字使用は、「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定）によることとされているところ、同決定では、「この決定を適用した結果、改正されない部分に用いられている語の表記と改正される部分に用いられるこれと同一の内容を表す語の表記とが異なることとなっても、差し支えない」とされていることから、これに倣ったものです。